

# こども・若者 しあわせプラン

所沢市 こども計画



令和7年3月  
所沢市



## はじめに



所沢市は、市民憲章で「こどもは市の宝である」と謳っています。また、市の最上位計画である『総合計画』において、「こどもを中心としたまちづくり」をリーディングプロジェクトの中心に位置づけております。

すべてのこどもたちが、健やかに成長できる環境を整備することを目指して、これまで「所沢市子ども・子育て支援事業計画」のもと、地域・事業者・学校・行政が協力して、地域社会全体でこどもと子育て家庭を温かく見守るまちづくりを進めてまいりました。

現行の計画が令和6（2024）年度をもって終了いたしますことから、更なるこども施策の推進に向け、国が定めたこども大綱を勘案するとともに、現在の社会情勢の変化などを考慮し、この度新たに、各種取組を体系的にまとめた『所沢市こども計画』を策定いたしました。

本計画の基本理念は「すべてのこども・若者が尊重され 一人ひとりが幸せを感じるまち ところざわ」といたしました。この理念は、すべてのこどもや若者、子育て世代のお一人おひとりが、明るい未来や幸せを感じ、所沢市で充実した生活が送れることへの願いをこめたものでございます。

この計画に基づき、こどもや若者、子育て世代を地域全体で支えていくことで、あらゆる世代の皆様の定住・流入や雇用・産業の創出を促し、まちの元気を生み出す「こどもを中心としたまちづくり」を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、所沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント手続など、様々な機会を通じて貴重なご意見やご提案をいただきました多くの方々に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7（2025）年3月 所沢市長 小野塚 勝俊



## 第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3

## 第2章 こども、子育て家庭、若者を取り巻く環境

1	こども・子育てをめぐる動き	5
	(1) 国の動向	5
	(2) 県の動向	9
	(3) 市の動向	9
2	所沢市の状況	11
	(1) 出生の状況	11
	(2) 人口と世帯の状況	14
	(3) 就労の状況	17
	(4) 婚姻の状況	20
	(5) 保育の状況	21
	(6) 特に支援を要するこども・家庭の状況	23
	(7) こどもの生活状況	24
3	こども計画策定に向けた保護者アンケート調査結果	27
	(1) 調査の概要	27
	(2) 調査の結果	29
4	こども計画策定に向けたこども・若者への調査結果	37
	(1) 調査票を用いたアンケート調査	37
	(2) 対面によるヒアリング調査	42
	(3) SNS等を活用したオンラインアンケート調査	45
	(4) こども・若者の意見聴取の結果と検討	49
5	第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画の取組と達成状況	53
	(1) 所沢市の事業の実施状況	53
	(2) 目標実現のための施策の取組評価と課題	68
	(3) 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の達成状況	72

## 第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

1	基本理念	75
2	基本的な視点	75
3	基本目標	77
4	施策の体系	78

5	ライフステージ別事業一覧	80
6	目標実現のための施策	82
	基本目標1 ライフステージに応じた切れ目ない支援	82
	基本目標2 子育て当事者への支援	104
	基本目標3 特に支援を要するこども・家庭への支援	113
	基本目標4 こども・若者の育成支援	125

#### 第4章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の展開

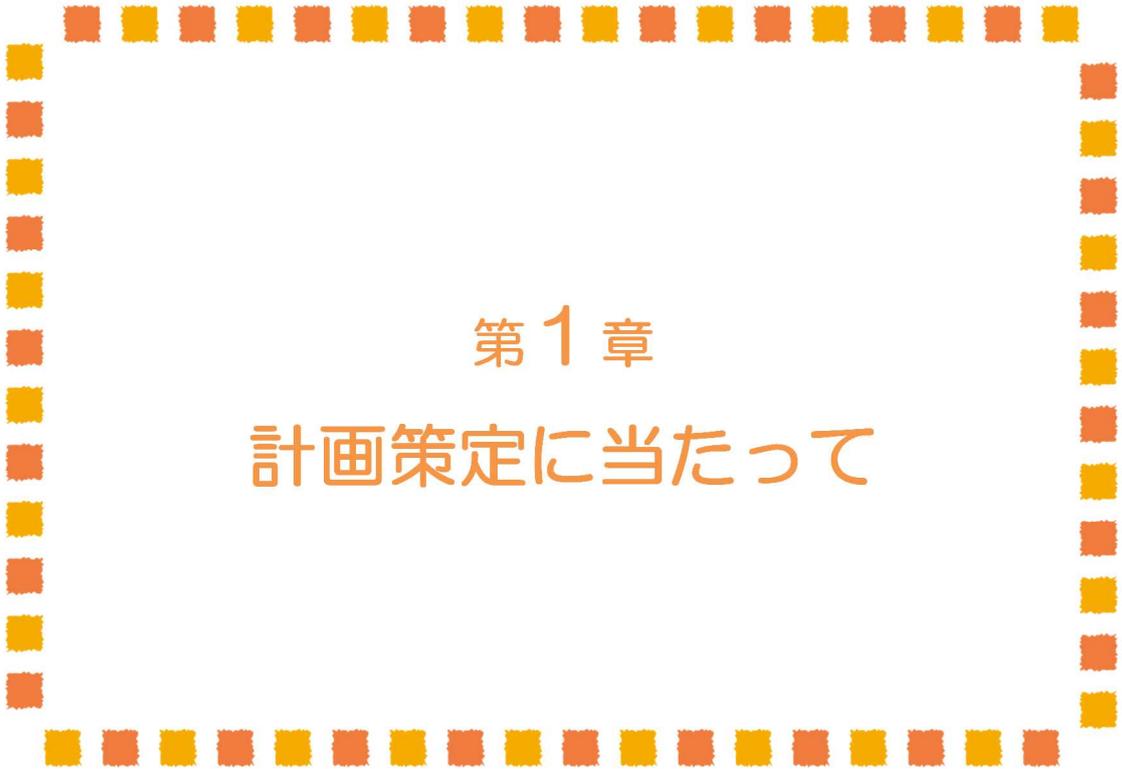
1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の概要	131
2	目標の設定	131
	(1) 区域の設定	131
	(2) 将来推計児童数	132
3	量の見込みと確保の内容	133
	(1) 教育・保育	133
	(2) 地域子ども・子育て支援事業	136

#### 第5章 計画の推進に向けて

1	計画の進行管理	153
2	計画の推進体制	154
3	指標一覧	155

#### 資料編

1	策定体制	157
2	策定経過	158
3	所沢市子ども・子育て会議 委員名簿	160
4	所沢市子ども・子育て会議条例	162
5	子ども・子育て支援法(抄)	165
6	次世代育成支援対策推進法(抄)	175
7	母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)	179
8	こども基本法	180



第1章  
計画策定に当たって



## 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進行による社会・経済構造の変化や、核家族化、地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラー※といった問題が顕在化しています。

国において、待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を核とした子ども・子育て関連3法が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が平成27年度から施行されました。

その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために、包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が策定されました。

所沢市では、平成27年3月に所沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）、令和2年3月に第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、こども・子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

そしてこの度、第2期計画の計画期間が終了することに伴い、国が定めたこども大綱を勘案した所沢市こども計画を策定します。こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、未来を担う所沢市のすべてのこどもと若者が幸せに暮らしていけるよう、こども・若者、子育て家庭を支援し、所沢市を取り巻く新たな課題の解決に向けて取組を進めます。

※ヤングケアラー …家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（子ども・若者育成支援推進法）

### こども計画とは

令和5年4月に施行されたこども基本法において、市区町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案した市区町村こども計画の策定に努めるよう定められています。

市区町村こども計画は、

- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

といった内容を含む、既存の法令と一体のものとして作成することが可能です。市区町村には、こども施策全体に統一的な横ぐしを刺すことで、わかりやすさや地域の実情に応じた計画策定が求められています。

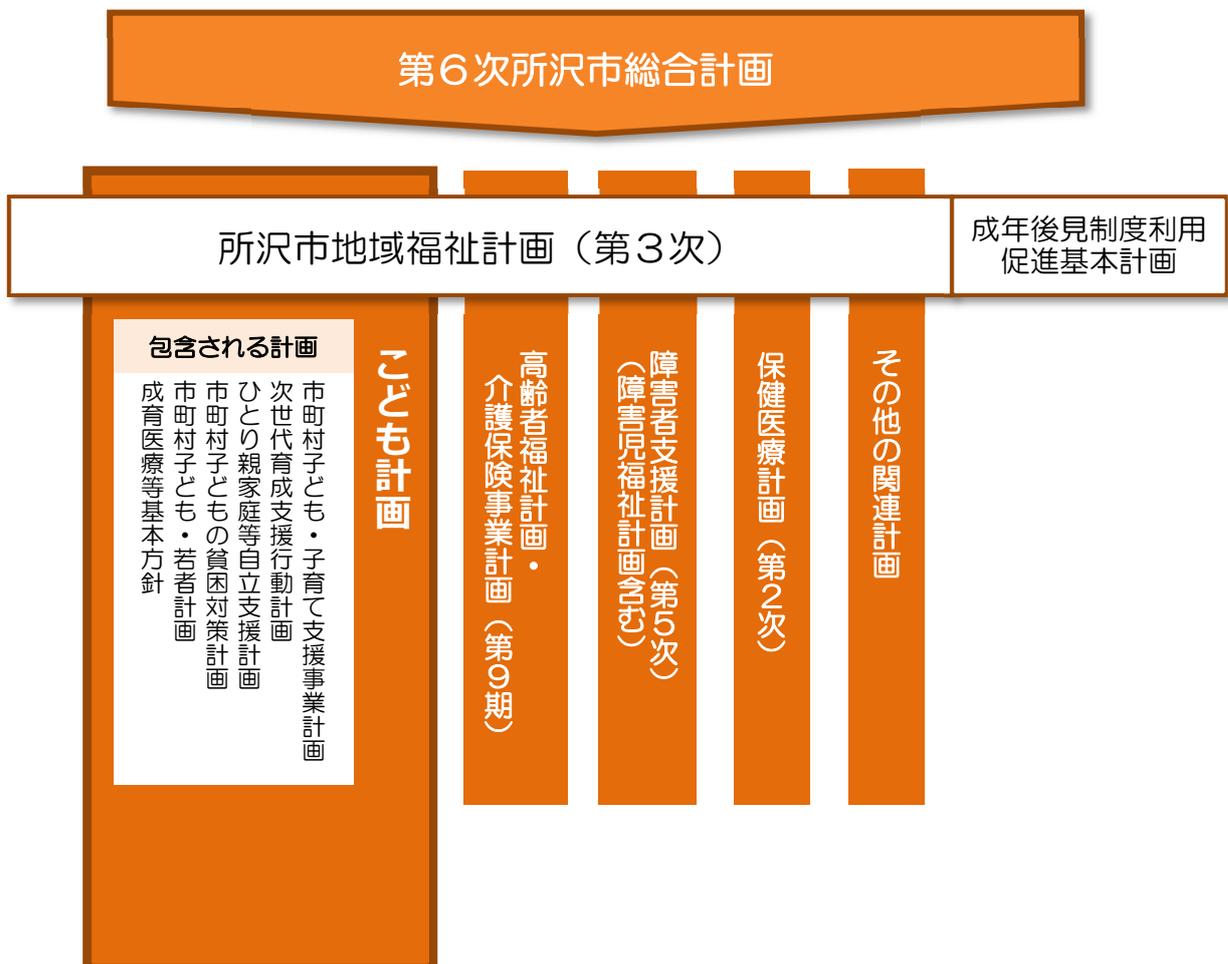
また、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた計画策定とするために、こどもや子育て当事者等の意見を聴取・反映することが必要と明記されています。

# 2

## 計画の位置づけ

- 本計画は、こども基本法（第10条第2項）に定める市町村こども計画として、こども大綱及び埼玉県計画を踏まえ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定します。
- 本計画は、子ども・子育て支援法（第61条）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画を包含し、一体的に策定します。
- 第2期計画と同様に次世代育成支援対策推進法（第8条）に基づく次世代育成支援行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条）に基づくひとり親家庭等自立支援計画を包含し、一体的に策定します。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）に基づく市町村子どもの貧困対策計画、子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）に基づく市町村子ども・若者計画、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）を踏まえた市町村計画を包含し、一体的に策定します。
- 所沢市の上位計画である第6次所沢市総合計画の部門別計画に位置づけるとともに、他の関連する各分野の計画との連携・整合を図り、かつ今後策定予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

### 【所沢市の計画との関係】



# 3

## 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

	令和 2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7 (2025) 年度	8 (2026) 年度	9 (2027) 年度	10 (2028) 年度	11 (2029) 年度
所沢市総合計画										
所沢市 子ども・子育て 支援事業計画										

# 4

## 計画の対象

本計画の対象は、市内在住のこども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね13歳から30歳まで、施策によっては概ね40歳未満まで）とその家族とします。

